

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：宗像市

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	87.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.2%
全職員	80.6%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	90.1%
本庁課長相当職	97.3%
本庁課長補佐相当職	108.9%
本庁係長相当職	98.0%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.0%
31～35年	95.1%
26～30年	90.4%
21～25年	84.8%
16～20年	87.8%
11～15年	86.4%
6～10年	87.2%
1～5年	91.6%

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員における給与の差異の要因としては、扶養手当において男性が受給している場合が多く、令和7年4月時点における扶養手当の受給者に占める男性の割合は87.4%となっているため。
- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員における会計年度任用職員の占める割合について、女性が85.2%となっており、相対的に給与水準が低く、全職員の結果に影響している。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
管理的地位にある職員	20.5%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点
- ・ 管理的地位にある年代の職員において、相対的に男性が多い。

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
本庁部局長・次長相当職	13.6%
本庁課長相当職	23.2%
本庁課長補佐相当職	48.6%
本庁係長相当職	25.0%

【説明欄】

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日時点
- ・ 各役職段階にある年代の職員において、相対的に男性が多い。

Ⅳ 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	83.3%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	100.0%
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
1週間以上2週間未満	6.7%	0.0%	0.0%	0.0%
2週間以上1月以下	26.7%	0.0%	0.0%	0.0%
1月超3月以下	33.3%	0.0%	100.0%	0.0%
3月超6月以下	13.3%	0.0%	0.0%	100.0%
6月超9月以下	13.3%	0.0%	0.0%	0.0%
9月超12月以下	6.7%	56.6%	0.0%	0.0%
12月超24月以下	0.0%	39.1%	0.0%	0.0%
24月超	0.0%	4.3%	—	—

【説明欄】

・男性の育児休業については、個別ヒアリングを通じて職員のニーズに応じた取得プランを提案するとともに、職場全体で取得しやすい雰囲気づくりが根付いてきており、取得率は増加傾向にある。また、取得した職員の半数以上は、1月以上の育児休業を取得している。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	15.3 時間／月
内部部局等以外	6.7 時間／月

【説明欄】

内部部局等：男性 18.2 時間/月、女性 12.6 時間/月
内部部局等以外：男性 7.2 時間/月、女性 5.6 時間/月
差異の要因としては、女性が部分休業等の短時間勤務をしている割合が多いこと等が考えられる。